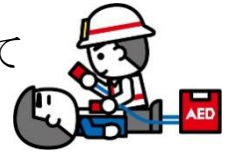





e-ラーニングを用いた応急手当 WEB 講習について



1 e-ラーニングを用いた応急手当 WEB 講習

応急手当のできるバイスタンダーを一人でも多く育成することを目的とし、一般住民の方の受講機会拡大のため、総務省消防庁が提供する e-ラーニングを用いた応急手当 WEB 講習を不破消防組合でも令和 3 年 5 月 1 日より開始します。密閉、密集、密接の 3 密を回避し、ご自宅でインターネットに接続されたパソコン、タブレット PC スマートフォン等で応急手当を学ぶことができます。また、この応急手当 WEB 講習を受講することで、普通救命講習 I（180 分）のうち、講習の座学部分（60 分）を修了したものとみなし、一定期間内（概ね 1 か月以内）に消防署で実技を中心とした実技救命講習（120 分）を受講すれば普通救命講習 I を修了したものと認定されます。

2 e-ラーニングのご利用方法

- (1) 下記バナー  **一般市民向け 応急手当WEB講習** をホームページ上でクリックすることで、総務省消防庁の e-ラーニングのページへ移動します。
- (2) 画面の説明に沿って受講します。（受講時間 60 分）
- (3) 修了テストを受けます。
- (4) 修了テストに合格すると、受講 ID 及び講習開始日時、テスト開始日時、テスト修了日時、認定年月日が記載された「受講証明書」が画面上に発行されますので、「受講証明書を印刷」するか、スマートフォンなどで受講した場合は「画像を保存」してください。※修了テストの結果が 80% 以上の方のみ合格とし、「受講証明書」が発行されます。

※受講証明書イメージ



(5) 注意事項として、ブラウザ等の設定によっては、ID 等「undefined」と表示され、認定年月日が空欄となることがあります。その場合でも、有効な証明書として取扱いますので、事前に下記消防署まで連絡及び相談のうえ、実技救命講習受講の際に提出してください。

3 e-ラーニング受講後

不破消防組合では普通救命講習の分割講習を実施しています。

(1) 受講日から概ね1か月以内に最寄りの消防署（不破消防組合東消防署もしくは西消防署）で実技救命講習（120分）を受講してください。

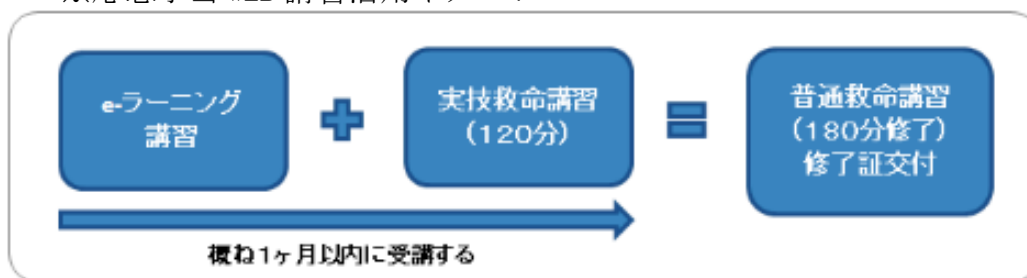
受講するためには、消防訓練申込書と普通救命講習受講申込書を事前に（受講日の2～3週間前までに）提出する必要があります。

受講対象者は不破郡管内の事業所（研修所等含む）及び学校、勤務地または住民の方に限らせていただきます。受講人数にあっては当面の間、3人以上10人以下での受付とさせていただきます。

(2) 実技救命講習当日に、発行された上記「受講証明書」を消防署に提出してください。「受講証明書」は印刷されたものまたは保存された画像のどちらでも構いません。印刷されたものであれば氏名欄に氏名を記入してください。保存された画像の場合は無記名で可とします。

(3) 消防署にて実技救命講習が修了しましたら普通救命講習Ⅰの修了証を交付致します。

※応急手当 WEB 講習活用イメージ



※ご不明な点がございましたら下記問い合わせ先にご連絡ください。

お問い合わせ先

不破消防組合東消防署（垂井町） 消防一係

0584-23-0119

西消防署（関ヶ原町） 消防一係

0584-43-0119

☆e-ラーニングはこちらから



(外部リンク 総務省消防庁 HP)

